

【重要】

令和2年2月14日付け事務連絡の内容を更新し、最新状況に基づき、これまでお示した点も含め、日本人留学生及び外国人留学生への対応に関する留意点を改めて取りまとめました、関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月16日

各国公私立大学
各国公私立高等専門学校 } 担当課 御中

文部科学省高等教育局

日本人留学生及び外国人留学生に関する新型コロナウイルスに 関連した感染症への対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、各国・地域において感染者数が増加し、世界保健機関（WHO）において「制御可能な世界的大流行（パンデミック）」を宣言するなど、日々状況が変化しています。

については、令和2年2月14日付け事務連絡の内容を更新し、最新状況に基づき、これまでお示した点も含め、日本人留学生及び外国人留学生への対応に関する留意点を改めて取りまとめましたので、各大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）におかれては、引き続き適切な対応をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していることから、本事務連絡に引用している URL（各府省庁が発信するホームページ）等より最新の情報を随時把握するようにお願いします。

記

1. 日本人留学生等に対する危機管理情報の提供について

（1）感染症危険レベル情報

3月16日現在、感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」又はレベル2「不要不急の渡航は止めてください。」の国・地域は以下のとおりです。

各大学等においては、在籍している学生等に対して本情報を周知し、新たな渡航について慎重に検討するとともに、該当国・地域に現に在留する学生の一時帰国を含めた安全確保の対応方策についてご検討願います。対応方策の策定等に当たっては、「大学

等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」※¹（以下、「ガイドライン」という。）等を参考に、必要な対応を検討いただきますようお願いいたします。

表 1：感染症危険情報レベル 2 以上の国・地域（3月16日10：00現在）

国	感染症危険情報レベル 3	感染症危険情報レベル 2
中国	湖北省全域、浙江省温州市	左記以外の地域
韓国	大邱広域市、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡、軍威郡、奉化郡	左記以外の地域
イラン	コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキヤズィ州、ロレスタン州	左記以外の地域
イタリア	ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ローマニャ州、ピエモンテ州、マルケ州	左記以外の地域
サンマリノ	全ての地域	－
バチカン市国	－	全ての地域
スイス	－	ティチーノ州
スペイン	－	マドリード州、バスク州、ラ・リオハ州

【感染症危険情報レベル 1 の国・地域（3月16日10：00現在）】

スイス（表 1 以外の地域）、スペイン（表 1 以外の地域）、アイスランド、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スロベニア、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、モナコ、リヒテンシュタイン、アンドラ、ルクセンブルグ、ドイツ、フランス、米国ワシントン州、カタール、バーレーン

なお、欧州において新型コロナウイルス感染症の新規感染者が多数報告されており、感染が報告される国・地域も拡大傾向にあります。各大学等におかれても、現地の状況が更に悪化する可能性も念頭に、現地の最新情報の収集と感染予防に万全を期すよう、在籍学生等への周知をお願いいたします。

※1 「大学等における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm)

(2) 日本からの渡航者や日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

各国・地域が行っている入国制限措置や行動制限の中には、日本からの渡航者（本邦に在留している外国人留学生含む）や日本人が対象に含まれているものがあります。外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置については、外務省海外安全ホームページ^{※2}にてご確認ください。なお、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は極めて流動的ですので、外務省ホームページに掲載されている内容から更に変更されている可能性もあります。海外への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分に確認してください。

※2 外務省海外安全ホームページ

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

また、(1) 及び (2) に関して、今後留学することを希望している学生に対しても、こうした状況を幅広く共有するとともに、留学しようとする国・地域の設定や留学開始時期をはじめ、留学計画の内容について十分検討するよう周知をお願いします。

(3) 帰国後の検疫

3月9日午前0時から3月末日までの間（この期間は更新され得ます。）、日本人・外国人を問わず、中国又は韓国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者について、検疫法第34条の規定に基づく政令において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとされています。

また、中国・韓国に加え、現在、厚生労働省において、イラン、イタリアの一部地域及びサンマリノ（表2に掲げる入管法に基づく入国制限の対象となっている国・地域）から帰国する日本人についても、14日間の自宅待機と公共交通機関使用の自粛要請を

行っているとのこと。 (なお、表 2 に掲げる国・地域から帰国した場合は、到着空港における PCR 検査の実施と保健所等による定期的な健康確認を行うこととされています。)

各大学等におかれては、該当国・地域に在留する日本人留学生に対して、上記の情報を周知するとともに、学生が当該期間内に帰国しようとする場合の注意喚起をお願いします。

こうした情報については、文部科学省ホームページにおいても、学生の皆さんへの注意喚起を図っています^{※3}。水際対策の抜本的強化の検疫に関する取組の詳細については、厚生労働省ホームページ^{※4}をご覧ください。

※3 「外国（特に中国、韓国、イラン、イタリア、サンマリノ、スイス、スペイン、バチカン市国）に留学中の日本人学生の皆さんへ」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm)

※4 厚生労働省「水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

2. 日本人留学生への奨学金支給に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に起因して一時帰国した等、プログラムの変更が必要となった日本人留学生の奨学金の取扱いについては、留学計画の中止ではなく一時中断の手続き等をとるなど、柔軟な対応を行うことを独立行政法人日本学生支援機構から各大学等に連絡^{※5}しています。

また、学生向けの情報提供として、「中国・韓国・イタリア・サンマリノ・スイス・スペイン・バチカン市国に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて」^{※6}を公表しておりますので、同機構の奨学金制度である「海外留学支援制度（協定派遣型）」、「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」及び「第二種奨学金（短期留学）」の奨学生が在籍している大学等においては、本情報も適宜活用の上、当該学生に周知いただくようお願いいたします。

※5 【海外留学支援制度（協定派遣）型】

(https://www.jasso.go.jp/news/_icsFiles/afieldfile/2020/01/31/kaigai_china_tuuchi_1.pdf)

【トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム】

(https://tobitate.mext.go.jp/newscms/img/news/187_1_0yFcqcR036nzRkGu.pdf)

※6 【中国・韓国・イタリア・サンマリノ・スイス・スペイン・バチカン市国に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00002.htm

3. 新規渡日予定の外国人留学生への情報提供等について

今春入学予定の外国人留学生については、来日に際し航空機や公共交通機関等の交通規制等により本邦への渡日に支障がでる可能性があります。そのような懸念がある入学予定者に対しては、下記4、5に記載の内容の他、入学までの各種手続きや修学上の配慮措置等について、幅広く情報提供いただきますようよろしくお願いいたします。

特に、3月6日に閣議了解された水際対策の抜本的強化に向けた更なる取組には、①中国及び韓国に所在する日本大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力の停止、②香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置の停止の措置が含まれています。これらの措置は、3月9日午前0時から運用が開始され、3月末日までの間、実施されます。（この期間は更新され得ます。）

本措置等により、中国・韓国からの留学生（各大学等の在學生であり、再入国許可（みなし再入国許可を含む）を得て出国している場合を除く。）については、3月9日午前0時から3月末日までの間、日本に入国できなくなります。

なお、新規渡日者ではなく、既に本邦に上陸し在留資格が認められている者のうち、再入国許可（みなし再入国許可を含む）を得て出国している者の場合は、査証制限等の対象にはなりません。

ただし、上陸の申請日前14日以内に以下の地域における滞在歴がある外国人については、当分の間、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとされています。

（表2：入国拒否地域） （3月16日10：00現在）

国	地域
中国	湖北省、浙江省
韓国	大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡
イラン	ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州
イタリア	ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州
サンマリノ	全ての地域

※詳細かつ最新の情報は、法務省 HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上

陸拒否について」(<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>) を御確認ください。

各大学等におかれては、当該地域から今春渡日予定の外国人留学生に対して本情報を周知するとともに、予定していた時期に渡日できない場合に備え、補講や履修登録に関する柔軟な対応（期間の延長等）、必要となる修学上の配慮措置についても具体的に検討し、当該学生に幅広く情報提供するよう、よろしく申し上げます。

4. 外国人留学生への奨学金支給に関する取扱について

(1) 新たに渡日予定の外国人留学生

本年4月に新たに渡日予定の国費外国人留学生及び独立行政法人日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」については、所定の期間から遅れて渡日する場合や秋渡日など奨学金支給期間を変更する場合も奨学金の受給ができるよう柔軟に対応することとします。

① 国費外国人留学生

4月に新規渡日を予定している国費外国人留学生については、以下の要件に該当する者に対して弾力的に対応します。

表3：奨学金支給の弾力化（国費外国人留学生）

要件	対応
○ 渡日手段の喪失（航空便の欠航等）等の理由により、出身国・地域からの出発空港や渡日時の到着空港を変更する場合	使用空港・経路の変更を認める。 ただし、変更後の出発空港への移動費及び到着空港から大学等の所在地への移動費は支給しない。
○ 渡日手段の減少、出発国内の交通遮断及びビザ入手困難等の理由により、4月1日～4月7日までの間に渡日できない場合 (渡日は遅れるが、当初予定の学期から受け入れる場合)	左記の期間以降であっても渡日旅費を支給する。また、国費留学生としての身分も喪失しない。 ただし4月中に渡日できない場合、4月分の奨学金は支給しない。
○ 入学時期を4月から秋に延期する等、受入開始学期・月の後ろ倒しを行う場合 (留学生の事情（渡日手段の減少、出発国内の交通遮断及びビザ入手困難	学生と大学等の間で受入開始学期・月を変更することについて合意があった場合は、変更後の受入れ時期が令和2年度中に限り変更を認める。 なお、正規生として受け入れる場合の奨

等)を考慮のうえ、大学等が当該留学生の受入開始学期・月を次学期(4学期制等を実施している大学については次学期以降)または5月以降に変更する場合)	学金支給期間は、変更後の受入月から起算した当該課程の標準修業年限までとするが、研究留学生の非正規生として受け入れる場合の奨学金支給終了月は受入れ時期の変更の有無にかかわらず令和4年3月末日から変更しない。
○ 受入大学の学期開始時期の変更や、検疫法に基づく日本入国後の待機措置等の理由により、4月1日～4月7日までの間に大学側が受け入れできない場合 (渡日は遅れるが、当初予定の学期から受け入れる場合)	左記の期間以降であっても渡日旅費を支給する。また、国費留学生としての身分も喪失しない。 ただし4月中に渡日できない場合、4月分の奨学金は支給しない。

- ※ いずれの場合も、新型コロナウイルス感染症に起因する理由によるものに限る。
- ※ 複数の要件に該当する場合は、各要件の対応をそれぞれ準用する。
- ※ 上記措置は令和2年度内に入学する場合に限る。
- ※ 大学推薦の国費外国人留学生について、受入を令和3年度に延期する場合は、奨学金を辞退のうえ、令和3年度受入の推薦において改めて受け付けることとする。ただし、当該措置に伴う推薦枠の拡大については予定していない。

② 2020年度留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

学習奨励費受給者の推薦に当たっては、募集要項に記載する受給者の条件を全て満たしている必要がありますが、新型コロナウイルス感染症への日本政府の対応等のため一部の条件を満たすことが困難な場合は、独立行政法人日本学生支援機構において、以下のとおり特例措置を実施し、推薦を認めることとなっています。

取扱いの詳細については、独立行政法人日本学生支援機構にお問い合わせください。

表4：奨学金支給の弾力化（2020年度留学生受入れ促進プログラム）

特例措置が認められる場合	特例措置を認める項目
○ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策として、日本政府が査証の制限を行っているため、推薦締切までに渡日することができない場合	・ 在留カード番号の登録 ・ ゆうちょ口座番号の登録
○ 新型コロナウイルスへの感染の恐れ	・ 在留カード番号の登録

<p>があるとして、外国人学生の母国が自国民の日本への渡航を制限しているため、推薦記述までに渡日することができない場合</p>	<p>・ ゆうちょ口座番号の登録</p>
<p>○ 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策として、日本政府が査証の制限を行ったこと等により渡日が遅れ、推薦締切までにゆうちょ口座を開設することができない場合</p>	<p>・ ゆうちょ口座番号の登録</p>
<p>○ 留学生が保健所又は学校から新型コロナウイルス感染の可能性がある等の判断によって、隔離措置又は自宅待機等を要請されているため、推薦締切までにゆうちょ口座の開設ができない場合</p>	<p>・ ゆうちょ口座番号の登録</p>

(2) 在籍中の外国人留学生への奨学金支給に関する取扱について

在籍中の国費外国人留学生及び独立行政法人日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」については、自宅待機措置等により在籍確認ができない場合の特例措置を実施^{※7※8}しております。

取扱いの詳細については、独立行政法人日本学生支援機構にお問い合わせください。

※7 「新型コロナウイルス感染症に係る国費外国人留学生制度の取扱いについて（令和2年3月13日更新）」

(https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/kokuhi/_icsFiles/afieldfile/2020/03/13/kokuhi_corona0313_ver3.pdf)

※8 「新型コロナウイルス感染症に係る学習奨励費の取扱い（令和2年3月13日更新）」

(https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afieldfile/2020/03/13/corona_taio_3.pdf)

5. 履修登録等の修学上の配慮について

予定していた時期に渡日できない学生や、2週間の自宅滞在が求められる学生に対する、補講や履修登録に関する柔軟な対応（期間の延長等）等、必要な修学上の配慮について具体的に検討し、当該学生に幅広く情報提供いただきますよう、お願いします。

また、交流協定等を締結する大学間での日本人留学生及び外国人留学生の短期間の留学にあっては、新型コロナウイルス感染症やそれに起因した教育機関等の開講状況等によっては、海外留学プログラムが十分に実施されず、十分な授業参加ができない場合や途中で帰国せざるをえない場合等も考えられます。そのような場合には、学生本人が不利益を被らないような単位取得条件の協議を行うなど、交流先大学等との連携を図るようお願いします。

6. 日本人留学生及び外国人留学生に関する危機管理体制の確保について

ガイドラインにおいて、緊急時の日本人留学生との連絡体制の確保等について各大学等に要請しているところですが、ガイドラインを参考に、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、中国以外への派遣も含め適切な危機管理体制の確保並びに必要な対応の検討をお願いいたします。

また、外国人留学生についても、ガイドラインを参考に、緊急連絡先の確保、派遣元大学等との情報交換、緊急時のワンストップによる相談窓口の確保や、文部科学省や保健所等の関係機関への連絡体制の構築等、危機管理体制について検討をお願いいたします。加えて、外国人留学生に対し情報を発信する際は、法務省「外国人生活支援ポータルサイト」^{※9}や各省庁ホームページにおいて多言語で発信しているもの^{※10※11}等をご活用いただきつつ、日本語の理解が不十分である外国人留学生にも確実に伝わるよう、周知の工夫をお願いいたします。

※9 【法務省「外国人生活支援ポータルサイト」】

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html)

※10 【法務省「新型コロナウイルス感染症に関する情報」】

(<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>)

※11 【厚生労働省「日本へ入国される方へ（各国語ポスター）」】

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

7. 日本人留学生及び外国人留学生への保険加入等の案内について

有効な保険が無い状態で、新型コロナウイルス感染症を含めた病気になり患した場合やケガを負った場合等の治療費は、国内外を問わず高額な出費となる場合があります。また、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省により、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、入院措置やそれに伴う医療費は原則として公費負担となる指定感染症に指定されています^{※12}。これらを踏まえ、各大学等においては、ガイドライン等を参考に、大学等単位での保険の加入、日本

人留学生の海外留学に対応する旅行保険等の加入、外国人留学生の国民健康保険の加入等、医療制度や保険制度等を踏まえた病気になり患した場合やケガを負った場合の対策を検討いただくとともに、学生へも広く周知いただくようお願いいたします。

※12 【厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A」】

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00009.html)

○関連情報ホームページ

(文部科学省：新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

(外務省海外安全ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp> (PC版、スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(在中国日本国大使館ホームページ)

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(外務省渡航登録サービス (滞在期間 3 カ月未満 : 「たびレジ」、3 か月以上 : 在留届))

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

(外務省 : 「たびレジ」登録サイト (「簡易登録」サイト))

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(独立行政法人日本学生支援機構 : 新型コロナウイルス関連感染症に関する注意喚起)

https://www.jasso.go.jp/news/1327120_1545.html

【本件担当】

(日本人の海外留学・外国人留学生に関する事項全般について)

文部科学省高等教育局学生・留学生課政策調査係

代 表 : 03-5253-4111 (内 3360 又は 3433)

直 通 : 03-6734-3360

(大学の履修登録等の修学上の配慮について)

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室学務係

代 表 : 03-5253-4111 (内 3334)

直 通 : 03-6734-3334

(高等専門学校の履修登録等の修学上の配慮について)

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

代 表 : 03-5253-4111 (内 3347)

直 通 : 03-6734-3347